

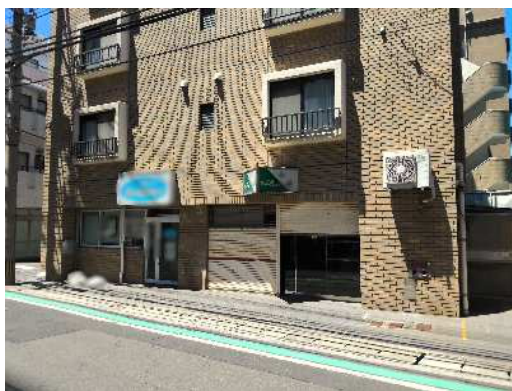
令和8年度 第1回

不動産公売広報

区分番号1（吉野町）



区分番号2（鴨池一丁目）



区分番号3（吉野町）



区分番号4（西谷山四丁目）



公売日 : 令和8年10月28日（水）

場 所 : 鹿児島市役所 別館300会議室（別館3階）

担当課 : 特別滞納整理課 電話（099）216－1195

ホームページ :  鹿児島市 差押不動産公売



鹿児島市
ホームページ

< 目 次 >

頁

1	売却財産一覧表	1
2	入札時に必要なもの	2
3	追加で必要になる書類等	3
4	売却をする財産の買受申込要領	3 ～ 7
5	公売財産の明細	
◇	売却区分番号 1（吉野町）	8 ～ 14
◇	2（鴨池一丁目）	15 ～ 22
◇	3（吉野町）	23 ～ 30
◇	4（西谷山四丁目）	31 ～ 38
6	様式及び記入例	39 ～ 64
7	関係法令（一部抜粋）	65 ～ 67

差押不動産の公売を実施します

はじめての方でも参加できます。入札は会場で行う「期日入札」です。

公売財産：売却財産一覧表のとおり

公売日

10/28(水)

鹿児島市では、差し押さえた財産を入札により売却する「公売」を行います。公売財産の内容、参加条件、必要書類などを事前に確認のうえ、時間に余裕をもってお越しください。

会場

鹿児島市役所

別館300会議室(別館3階)

受付・保証金納付

午前 9時30分から

午前10時20分まで

入札開始・締切

開始:午前10時30分

締切:午前10時40分

当日の流れ

①受付・公売保証金の納付

9:30～10:20

参加受付を行います。必要書類の受付後、保証金をこの時間内に納付してください。

②入札説明

10:20～10:30

入札方法や注意事項を説明します。

③入札

10:30～10:40

入札書に金額などを記入し、入札箱に投函します。締切後の提出はできません。

④開札

10:41～

入札書を確認し、最高価申込者（落札者）などを決定します。落札後の説明をします。

落札後の主な予定

売却決定 11月10日(火) 午前10時

代金納付期限 同日 午後2時まで

場所 特別滞納整理課
(鹿児島市役所 別館2階)

※売却決定の日時及び代金の納付期限は、変更になることがあります。

参加前にご確認ください

- ☐ 売却財産一覧表の内容を確認
- ☐ 公売保証金の金額を確認
- ☐ 身分証明書、陳述書その他必要書類
(代理、法人、共同による入札の場合、必要な書類が異なります)
- ☐ 公売は中止となる場合があります

1 売却財産一覧表

売却 区分 番号	見積価額	財産 種別	財産所在地	消費税
	公売保証金			
1	2,500,000円	土地付	鹿児島市吉野町	混在財産
	250,000円	建物	7704番地	
2	7,013,000円	区分	鹿児島市鴨池一丁目	混在財産
	710,000円	所有 建物	56番16—104号（店舗）	
3	364,000円	土地付	鹿児島市吉野町	混在財産
	40,000円	建物	8758番地103	
4	5,705,000円	土地付	鹿児島市西谷山四丁目	混在財産
	580,000円	建物	20番30号	

(1) 財産所在地は、土地のみの場合は登記簿上の表示で、土地付建物等は住居表示等です。

(2) 消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産以外の財産を「消費税課税財産」、同表に掲げる財産を「消費税非課税財産」と「課税財産」の双方を含む財産を「消費税混在財産」といいます。

具体的には、建物が課税財産、土地が非課税財産、土地付建物・区分所有建物が混在財産に当たります。

2 入札時に必要なもの

持ってくるものは、入札の仕方や来場する方により異なりますので、以下のとおりです。

なお、身分証明書は、本人と確認ができるマイナンバーカードや運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的機関発行の証明書とします。

また、公的機関発行の書類は、公売日の前3カ月以内に発行されたものに限り、コピーは不可とします。

入札の仕方	来場する方	当日持参する主な書類等
個人・単独入札	本人	☐ 公売保証金 ☐ 身分証明書 ☐ 陳述書
個人・単独入札	代理人	☐ 公売保証金 ☐ 代理人の身分証明書 ☐ 委任状 ☐ 委任者の印鑑登録証明書 ☐ 委任者の陳述書
法人・単独入札	代表者	☐ 公売保証金 ☐ 登記事項証明書（商業・法人登記） ☐ 法人代表者の身分証明書 ☐ 法人代表者の陳述書
法人・単独入札	代理人	☐ 公売保証金 ☐ 登記事項証明書（商業・法人登記） ☐ 代理人の身分証明書 ☐ 法人代表者からの委任状 ☐ 法人の印鑑登録証明書 ☐ 法人代表者の陳述書
共同入札	代表者	☐ 公売保証金 ☐ 代表者届出書 ☐ 代表者の身分証明書 ☐ 共同入札者全員の陳述書 ☐ 代表者以外の共同入札者全員から代表者への委任状 ☐ 共同入札者全員分の印鑑登録証明書
共同入札	代表者の代理人	☐ 公売保証金 ☐ 代表者届出書 ☐ 代理人の身分証明書 ☐ 代表者から代理人への委任状 ☐ 代表者以外の共同入札者全員から代表者への委任状 ☐ 共同入札者全員の陳述書 ☐ 共同入札者全員分の印鑑登録証明書

3 追加で必要になる書類等

該当するケース	必要書類等
宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合	☐ 免許証又は営業許可証の写し
営利法人又は個人の不動産業者の場合	☐ 収入印紙 200 円分
売却財産が農地の場合	☐ 農業委員会から交付を受けた買受適格証明書
法定代理人（未成年者の親権者等）がいる場合	☐ 法定代理人全員の陳述書
他者から資金の提供を受けて、その者のために入札に参加する場合	☐ 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（（法人）の役員）に関する事項

4 売却をする財産の買受申込要領

(1) 買受申込時の注意事項

ア 公売の中止

「公売公告」及び「公売広報」に掲載されている公売財産は、公売直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をご確認ください。

イ 財産の調査・確認

「公図」は、現況と異なる場合があります。

なお、公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせる等の調査を行ってください。

ウ 危険負担の移転時期

買受人が公売財産に係る買受代金の全額を納付したときに危険負担は移転します。

したがって、買受代金の全額納付後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

エ 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

(ア) 農地の場合は、農業委員会又は都道府県知事等の許可

(イ) その他法令の規定による登録又は承認、若しくは許可

オ 契約不適合責任

本市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

カ 財産の引渡し

本市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産の撤去、占有者等に対する明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡し等は、買受人が行うことになります。

また、公売財産が土地の場合、その境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。

(2) 買受人の制限

公売には、原則として定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する方は、買受申込みをすることはできません。

ア 買受人の制限（国税徴収法（以下、「法」という。）第 92 条）、公売参加者の制限（法第 108 条）等の規定に該当する者

イ 売却財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

ウ 暴力団員等に該当しない旨の陳述をしない者（法第 99 条の 2）

(3) 入札

ア 公売財産は「売却区分番号」で整理されていますので、入札書及び陳述書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

イ 入札書及び陳述書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては登記上の所在地・商号・代表者の職氏名を記載してください。なお、入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。記載に不備があると、入札が無効になる場合があります。

ウ 入札時点で陳述書の提出がない場合、入札が無効となります。

エ 入札箱に投函した入札書は、入札時間内であっても書換え若しくは取替え又は入札の撤回はできません。

オ 同一人が同一の売却区分番号の物件について、2 枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

カ 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状等を提出してください。

キ 複数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札代表者の届出書等を提出してください。

ク 電話や郵送による入札はできません。

ケ 入札の執行に当たり、入札執行官の指示に従わない場合、退室を命ずることがあります。

(4) 公売保証金の納付

公売保証金の納付は、公売日の 9 時 30 分から入札説明開始時刻（10 時 20 分）までに会場で納付してください。

公売保証金の納付が確認できなければ入札できません。

なお、公売保証金は現金で納付してください。

(5) 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員を立ち合わせて開札します。

(6) 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の入札価額の欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額による入札者に対して行います。

(7) 次順位買受申込者の決定

公売財産の売却区分番号ごとに、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位買受申込者が2名以上いるときは、「くじ」で決定します。

(8) 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札を行うことがあります。

(9) 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、「くじ」で最高価申込者を決定します。

ア 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

イ 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後2年間は公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、入札させないことがあります。

(10) 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、入札終了後直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

ア 公売保証金の返還を受ける者は、公売保証金返還金領収証書を提示して請求してください。

イ 公売保証金の返還を受ける者が、営利法人又は個人の不動産業者の場合は、収入印紙（200円）が必要です。

ウ 最高価申込者等が暴力団員等に該当すると認められ、その決定を取り消した場合は、その者の納付した公売保証金は返還します。

(11) 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定の取消し

最高価申込者及び次順位買受申込者（法人の場合はその役員全員）の身元の調査を鹿児島県警察本部に嘱託（法第106条の2）した結果、その対象者が暴力団員等であることが明らかになった場合は、最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を取り消します。

(12) 売却決定及び売却決定金額

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、法第 113 条第 2 項各号に掲げる日に行います。

売却決定金額は、最高価申込者に係る入札価額をもって決定します。

(13) 買受代金の納付

買受人は売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額を現金で納付してください。具体的な手続等は、入札終了後に説明します。

公売財産が適格請求書発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、消費税法施行令第 70 条の 12 第 5 項に基づき、買受人の求めに応じて、鹿児島市が適格請求書（インボイス）を発行しますので、交付を希望する場合は、公売終了後、適格請求書（インボイス）交付依頼書を提出してください。

(14) 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

(15) 権利移転の手続き

買受人は、買受代金の納付後速やかに鹿児島市長に対し、権利移転登記の請求を行ってください。その際、次のものを添付してください。

なお、売却財産が農地等である場合には、農業委員会の発行する買受適格証明書又は都道府県知事等の発行する権利移転の許可書若しくは届出受理書が必要です。

ア 固定資産評価証明書

イ 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書（商業・法人登記）

※発行日が公売日の前 3 カ月以内であるものに限る。コピー不可

※住民票抄本は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの。

ウ 登録免許税の納付領収証又は印紙

(16) 売却決定等の取消し

以下の場合は、その売却決定等を取り消します。

ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産に係る徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき

イ 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき

ウ 法第 108 条第 2 項の規定に該当したとき

(17) 買受申込等の取消し

売却決定された後であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行が停止される場合があります。この場合、停止されている間は、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買

受人は買受申込を取り消すことができます。

(18) 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、公売に係る市税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、法第108条第2項の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は、本市に帰属します。

5 公売財産の明細

売却区分番号	1	見積価額	2, 5 0 0, 0 0 0 円		消費税混在財産
		公売保証金	2 5 0, 0 0 0 円		
財産の表示	1	所在地	鹿児島市吉野町		
		地番	7 7 0 4 番		
		地目	宅地		
		地積	3 9 0. 0 8 m ²		
	2	所在地	鹿児島市吉野町 7 7 0 4 番地		
		家屋番号	7 7 0 4 番		
		種類	居宅		
		構造	木造セメント瓦葺平家建		
		床面積	7 8. 7 5 m ²		
		〔附属建物の表示〕			
	符号	1			
	種類	倉庫			
	構造	木造セメント瓦葺平家建			
	床面積	1 8. 0 5 m ²			
	以上、登記簿による表示				
物件写真					
	敷地入口を南方から撮影				



居宅



倉庫

※物件写真は、1枚目は令和8年8月に、2枚目以降は令和7年6月に撮影したものです。

売却区分番号	1	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、第一種低層住居専用地域、建築基準法第22条指定地域、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画区域（居住誘導区域）、屋外広告物規制地域（第2種禁止地域）、指定建ぺい率40パーセント、指定容積率60パーセント	
接道状況	幅員約4.5メートルの市道に西向きに約0から1.5メートル高く接面	
地盤・地勢	間口約21メートル、奥行約24メートルの不整形の中間画地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	未整備
	ガス配管	プロパンガス
使用状況等	1 対象物件1は、対象物件2の敷地として使用されています。 2 対象物件2は、昭和58年新築で、居宅として使用されていましたが、令和8年8月現在、居宅その他として使用されていません。	
特記事項	1 対象物件1は、雑草や樹木が繁茂しており、居宅の南方に石灯ろうがあります。 2 対象物件2は、長期間にわたって放置されており、屋根部分が崩落し、経年以上の劣化がみられます。 3 対象物件2には、動産等の残置物があります。買受人が当該残置物を処分することについて、所有者の同意を得ています。 4 対象物件2には、仏壇、神棚が残置されていますが、位牌は所有者が引き取っています。 5 附属建物符号1の倉庫は、長期間にわたって放置されており、入口の引戸が破損し、経年以上の劣化がみられます。	
住居表示等	鹿児島市吉野町7704番地	
最寄駅等	JR鹿児島駅 約7キロメートル 七社バス停 約350メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせ等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。なお、対象物件2の残置物については、買受人が処分することに所有者の同意を得ています。 4 土地の境界については、隣接地所有者や道路所有者とそれぞれ協議してください。	

- | | |
|--|---|
| | <p>5 土壤汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p> |
|--|---|

※「物件の概要」「使用状況等」は令和8年8月時点のもので、現況が変動している場合があります。

売却区分番号

1

【位置図（詳細） 1/2500】



【位置図（広域） 1/5000】

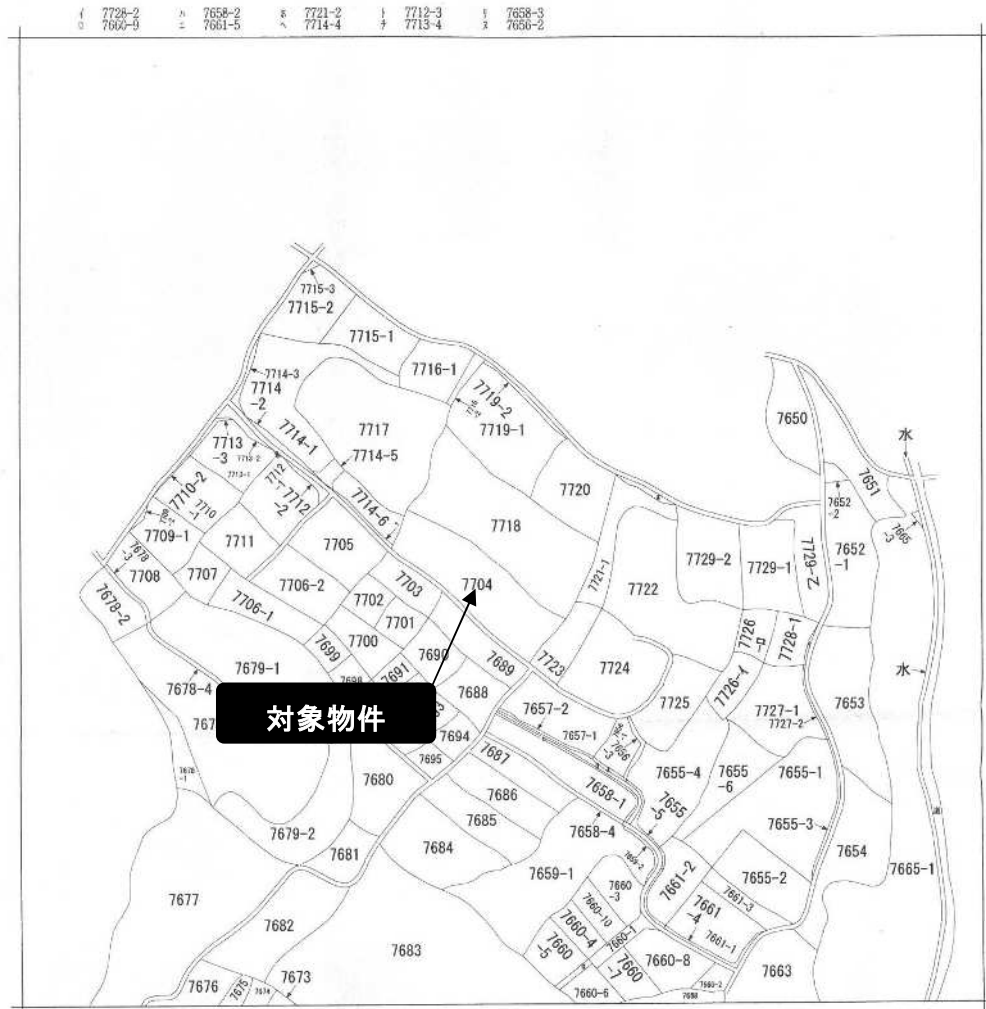


※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

売却区分番号

1

【公図】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



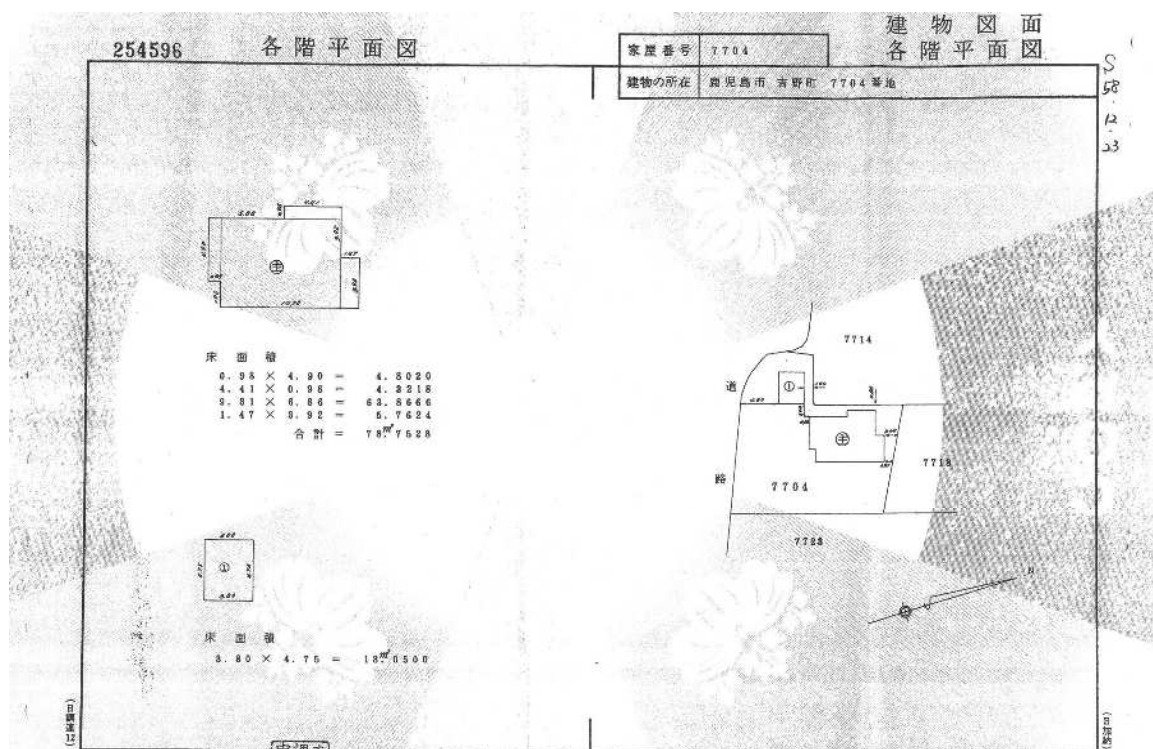
請求部	所在	鹿児島市吉野町				地番	7718番			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	方位不明	

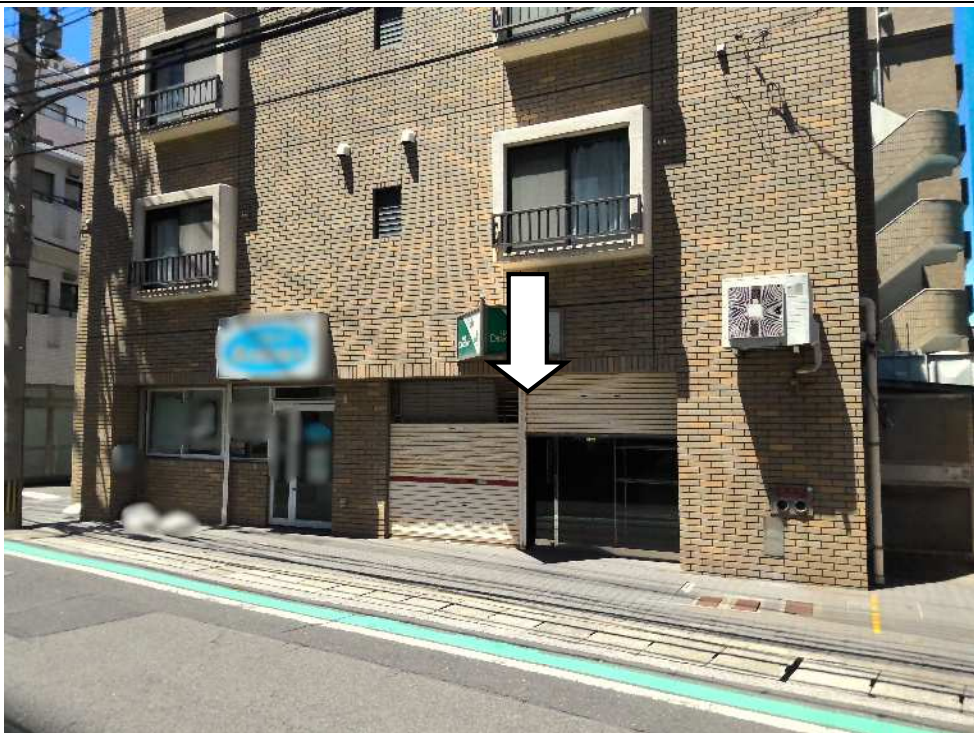
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

売却区分番号

1

【建物図面 各階平面図】



売却区分番号	2	見積価額	7, 0 1 3, 0 0 0円	消費税混在財産
		公売保証金	7 1 0, 0 0 0円	
財産の表示	[一棟の建物の表示]			
	所 在	鹿児島市鴨池一丁目 5 6 番地 1 2		
	建物の名称	朝日プラザ鴨池		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建		
	[敷地権の目的である土地の表示]			
	土地の符号	1		
	所在及び地番	鹿児島市鴨池一丁目 5 6 番 1 2		
	地 目	宅地		
	地 籍	1 0 2 9. 7 4 ㎡		
	[専有部分の建物の表示]			
家屋番号	鴨池一丁目 5 6 番 1 2 の 6			
建物の名称	1 0 4			
種類	店舗			
構造	鉄筋コンクリート造 1 階建			
床面積	1 階部分 4 0. 5 7 ㎡			
[敷地権の表示]				
土地の符号	1			
敷地権の種類	所有権			
敷地権の割合	2 3 万 1 9 0 5 分の 4 3 9 8			
以上、登記簿による表示				
物件写真				
店舗入口を東方から撮影				



室内（入口から撮影）



室内（入り口側を撮影）

※物件写真は令和8年8月に撮影したものです。

売却区分番号	2	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、商業地域、第一種住居地域、宅地造成等工事規制区域、 立地適正化計画区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域②）、 屋外広告物規制地域（第2種制限地域）、準防火地域、駐車場整備地区、 基準建ぺい率68パーセント、基準容積率288パーセント（2つの用途に跨るため、概測によって加重平均した。）	
接道状況	幅員約7メートルの市道に南東向き、幅員約4メートルの市道に南西向き、幅員約4メートルの市道に北西向きに接面	
地盤・地勢	約19メートル×約57メートルのほぼ長方形の土地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	あり
	ガス配管	あり
使用状況等	1 対象物件は、平成元年新築の1階部分で、店舗です。 2 対象物件は、所有者が事業用店舗（理容店）として使用していましたが、令和7年12月以降は店舗を閉鎖しています。	
特記事項	1 対象物件は、管理組合（朝日プラザ鴨池管理組合）が委託している日本ビルサービス株式会社九州支店が管理しており、管理費は月額6,941円、修繕積立金は月額5,715円です。 2 未納管理費等936,736円（令和8年7月時点）は、買受人に承継されます。 3 規約共用部分に駐車場（令和8年8月時点空きなし）、浴室があります。 4 当該地の敷地の一部は、新川水系洪水浸水想定区域（0.5メートル未満及び0.5メートル以上3.0メートル未満）です。 5 当該物件には、動産等の残置物があります。買受人が当該残置物を処分することについて、所有者の同意を得ています。	
住居表示等	鹿児島市鴨池一丁目56番16-104号	
最寄駅等	JR郡元駅 約750メートル 中郡バス停 約150メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせ等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。 4 マンションに関する事項（管理費等の納入、設備の使用等）については、管理組合と協議してください。	

- | | |
|--|---|
| | <p>5 土壤汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p> |
|--|---|

※「物件の概要」「使用状況等」は令和8年8月時点のもので、現況が変動している場合があります。

2

19

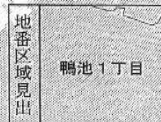
売却区分番号

2

【公図】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



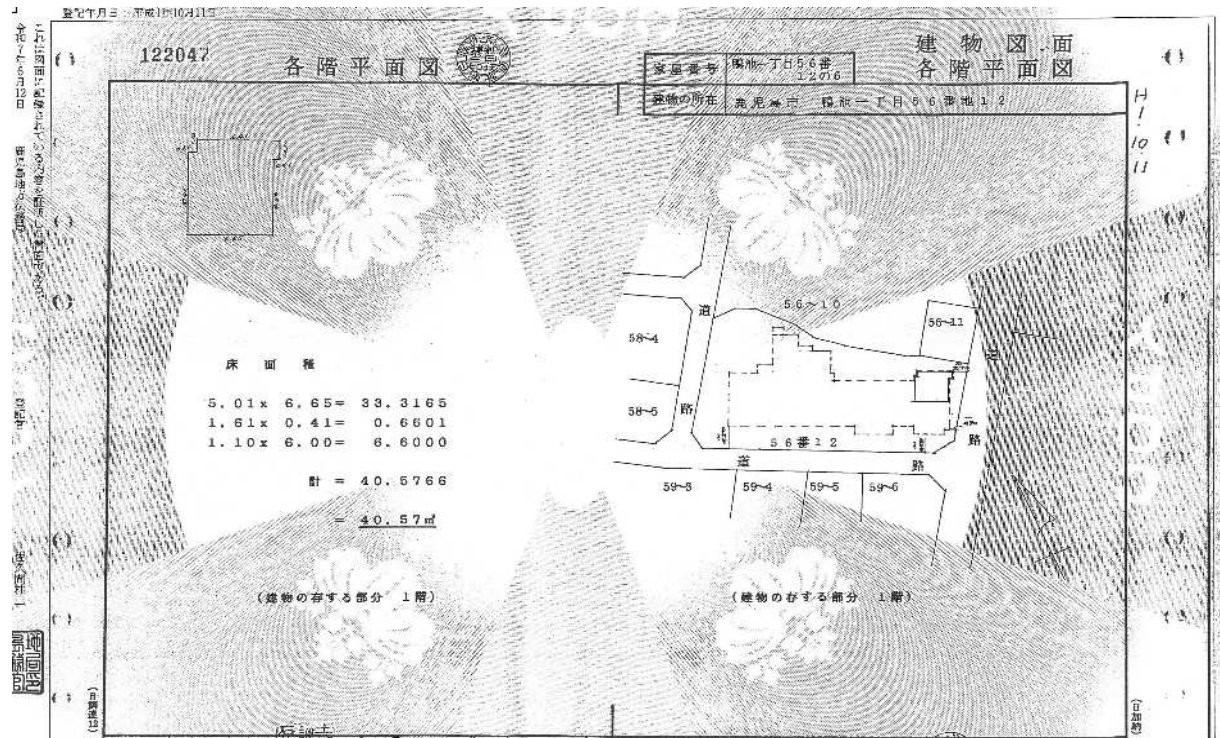
諸 部 分	所 在	鹿児島市鴨池一丁目				地 番	56番12			
出 力 尺	1/600	精 度 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和51年6月				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

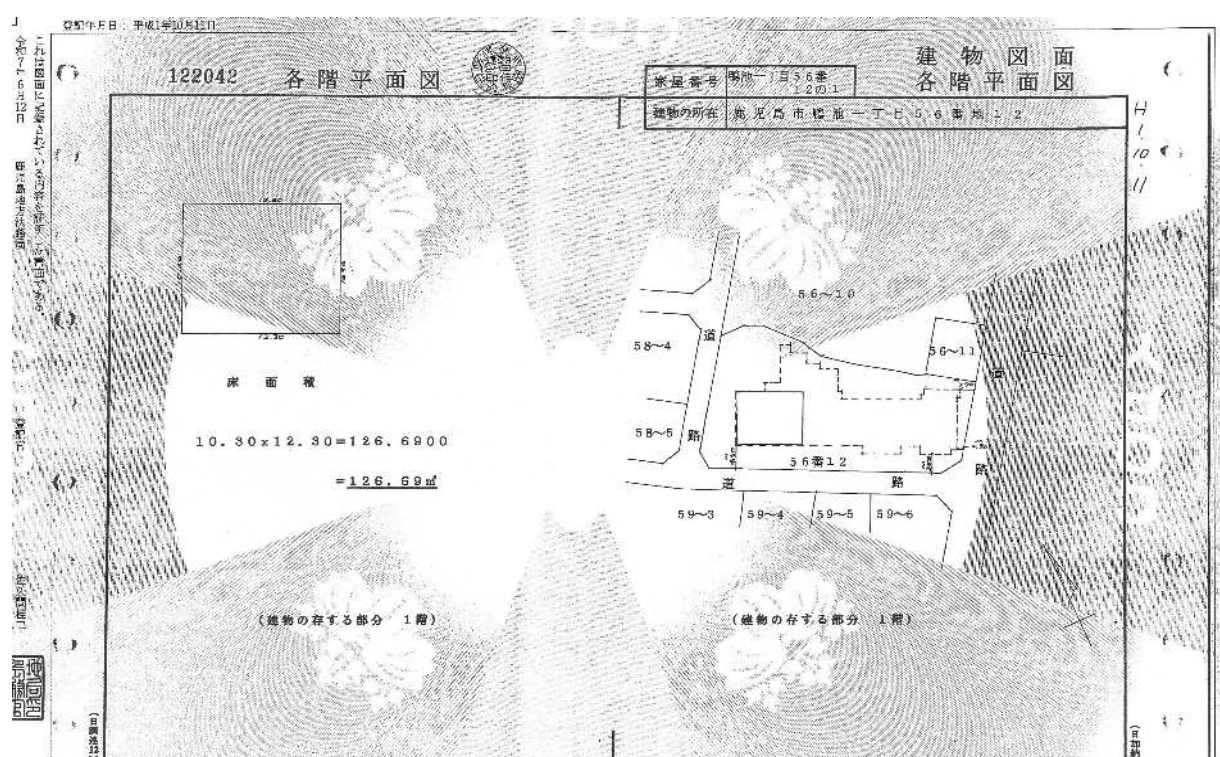
売却区分番号

2

【建物図面 各階平面図】鴨池一丁目56番12の6（店舗）



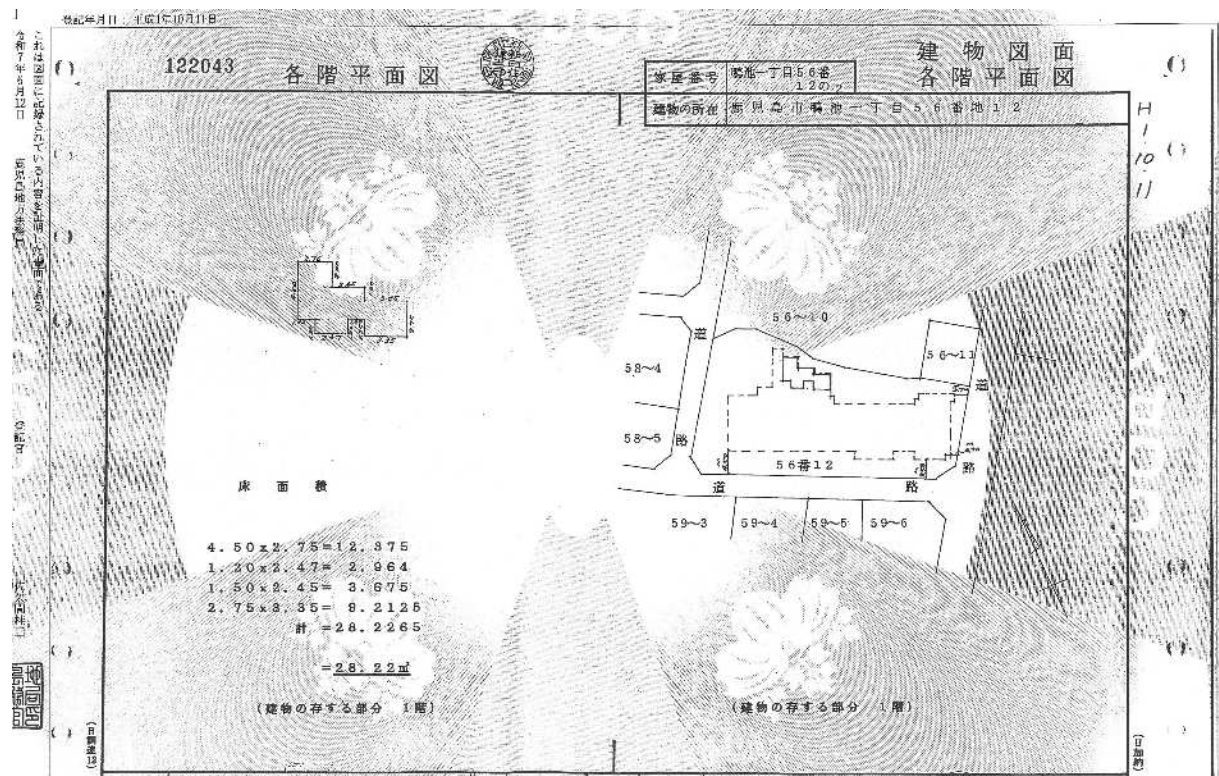
【建物図面 各階平面図】（規約共用部分）鴨池一丁目56番12の1（駐車場）



売却区分番号

2

【建物図面 各階平面図】（規約共用部分）鴨池一丁目56番12の2（浴室）



売却区分番号	3	見積価額	3 6 4, 0 0 0 円		消費税混在財産	
		公売保証金	4 0, 0 0 0 円			
財産の表示	1	所 在 地 地 目 地 積	鹿児島市吉野町 8 7 5 8 番 1 0 3 宅地 1 4 8. 5 3 ㎡			
	2	所 在 地 地 目 地 積	鹿児島市吉野町 8 7 5 8 番地 1 0 3			
		家屋番号	8 7 5 8 番 1 0 3			
		種 類	居 宅			
		構 造	木造セメント瓦葺 2 階 建			
		床 面 積	1 階 4 8. 8 5 ㎡			
			2 階 2 3. 1 8 ㎡			
		〔附属建物の表示〕				
		符 号	1			
		種 類	車 庫			
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建				
	床 面 積	1 6. 3 4 ㎡				
	以上、登記簿による表示					
物件写真						
	西方から撮影					



北西方から撮影（右側の階段を登った先に居宅）



北東方から撮影



車庫（シャッターは一部破損）

※物件写真は、令和8年8月に撮影したものです。

売却区分番号	3	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、第一種低層住居専用地域、宅地造成等工事規制区域、建築基準法第22条指定地域、立地適正化計画区域（居住誘導区域）、屋外広告物規制地域（第2種禁止地域）、指定建ぺい率40パーセント、指定容積率60パーセント	
接道状況	幅員約6メートルの市道に北西向きに高位接面	
地盤・地勢	間口約12メートル、奥行約12メートルのほぼ正方形の中間画地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	集中浄化槽
	ガス配管	プロパンガス
使用状況等	1 対象物件1は、対象物件2の敷地として使用されています。 2 対象物件2は、昭和54年新築で、居宅として使用されていましたが、令和8年8月現在、居宅その他として使用されていません。	
特記事項	1 対象物件1は、雑草や樹木が繁茂しており、居宅の南方に無線柱があります。 2 対象物件2は、長期間にわたって放置されており、屋根部分の崩落や引き戸の破損など、経年以上の劣化がみられます。 3 対象物件2には、動産等の残置物があります。買受人が当該残置物を処分することについて、所有者の同意を得ています。 4 対象物件2には、仏壇、位牌等が残置されています。 5 附属建物符号1の車庫は、長期間にわたって放置されており、シャッターは一部破損しています。 6 附属建物符号1の車庫には、軽自動車1台や動産等の残置物があります。車両は令和8年8月現在、自動車検査証の有効期間が切れており、所有者及び使用者の登録はありません。買受人が当該残置物を処分することについて、所有者の同意を得ています。	
住居表示等	鹿児島市吉野町8758番地103	
最寄駅等	JR鹿児島駅 約4.9キロメートル 中ノ町バス停 約270メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせる等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 5 土壌汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行って	

おりません。

- 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

※「物件の概要」「使用状況等」は令和8年8月時点のもので、現況が変動している場合があります。

売却区分番号

3

【位置図（詳細） 1/2500】



【位置図（広域） 1/5000】



※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

売却区分番号

3

【公図】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	鹿児島市吉野町				地番	8758番103		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	方位不明	

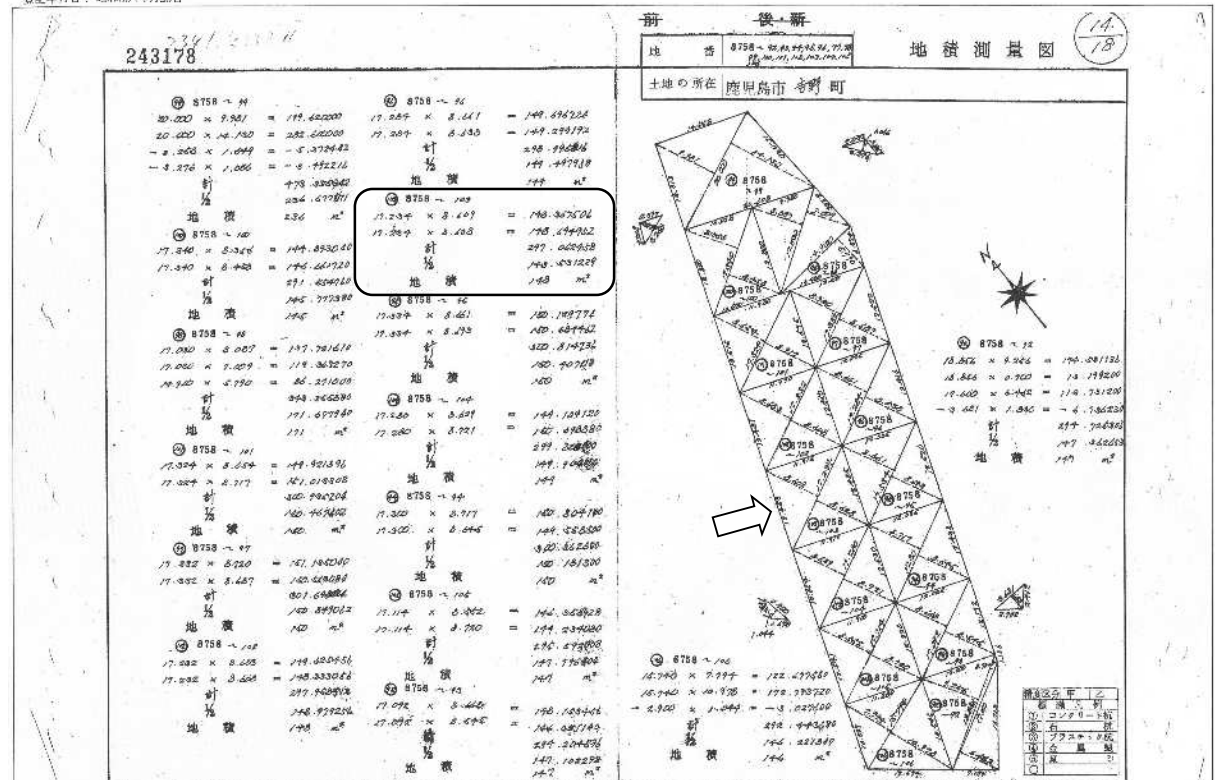
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

売却区分番号

3

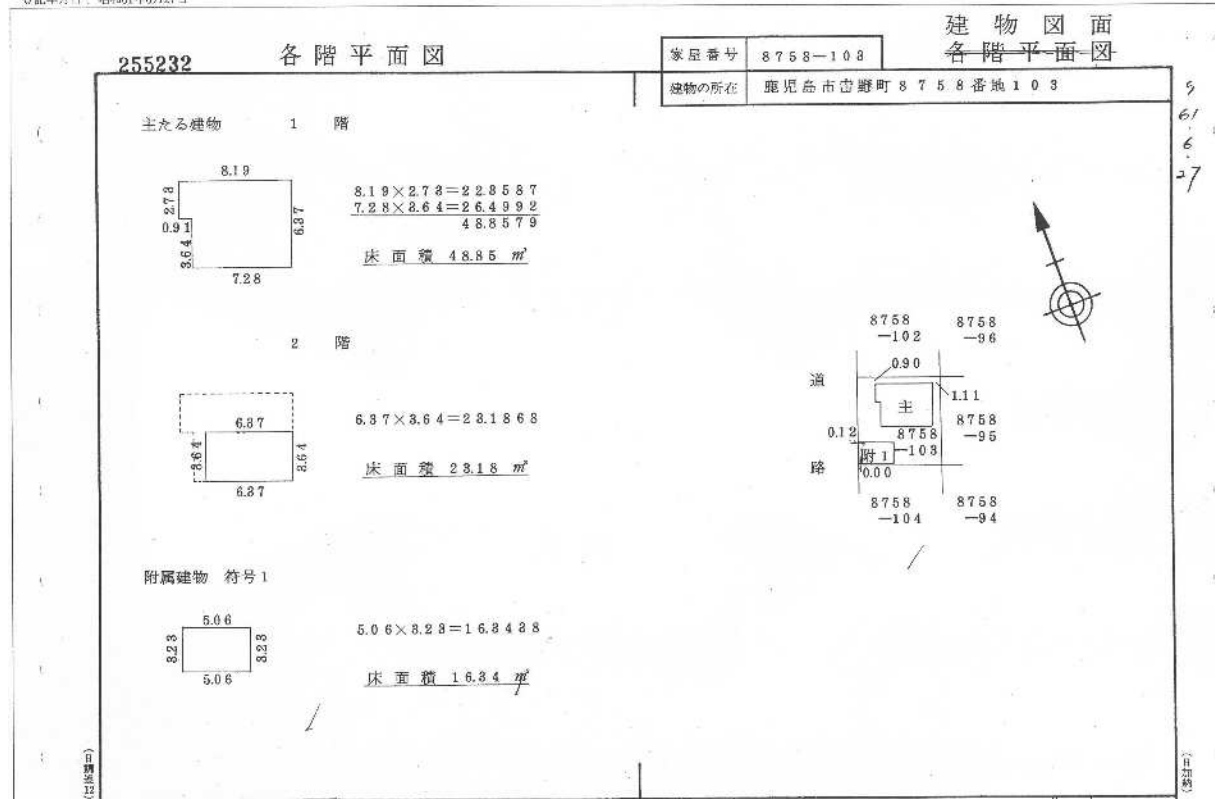
【地積測量図】

登記年月日：昭和55年7月25日



【建物図面 各階平面図】

登記年月日：昭和61年6月27日



売却区分番号	4	見積価額	5, 7 0 5, 0 0 0円		消費税混在財産
		公売保証金	5 8 0, 0 0 0円		
財産の表示	1 所 在 鹿児島市西谷山四丁目 地 番 6 4 0 2 番 3 地 目 宅地 地 積 1 8 5. 1 7 m ²				
	2 所 在 鹿児島市西谷山四丁目 6 4 0 2 番地 3 家屋番号 6 4 0 2 番 3 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺平家建 床 面 積 5 3. 2 4 m ² 以上、登記簿による表示				
物件写真	 南東方から撮影				



北東方から撮影

※物件写真は、令和8年7月に撮影したものです。

売却区分番号	4	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、第一種低層住居専用地域、建築基準法第22条指定地域、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画区域（居住誘導区域）、屋外広告物規制地域（第2種禁止地域）、指定建ぺい率50パーセント、指定容積率80パーセント	
接道状況	幅員約4メートルの私道（行き止まりで建築基準法道路扱い）に東向きに、高低差0から0.7メートル高位接面	
地盤・地勢	間口約11.3メートル、奥行約15.6メートルのほぼ長方形の中間画地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	あり
	ガス配管	プロパンガス
使用状況等	1 対象物件1は、対象物件2の敷地として使用されています。 2 対象物件2は、昭和62年新築で、令和8年8月現在、賃借人が住宅として使用しています。	
特記事項	1 対象物件1には、敷地内の間口北側付近に本柱があります。本柱等に関する問い合わせは、株式会社N T Tフィールドテクノ（099-204-0379）にご相談ください。 2 対象物件1と接面する私道（建築基準法道路扱い）は、共用私道として利用されていますが、私道持分はありません。 3 対象物件2は、令和6年頃に室内で雨漏りした箇所があり、該当箇所の天井板を張替えた跡があります。 4 対象物件2には、平成22年より賃借人が居住しており、家賃は月額43,000円、敷金は96,000円です。	
住居表示等	鹿児島市西谷山四丁目20番30号	
最寄駅等	J R 慈眼寺駅 約900メートル 不動寺南バス停 約400メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせる等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 5 土壌汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行っておりません。 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合	

	を含む。)があるものについては、法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。
--	--

※「物件の概要」「使用状況等」は令和8年8月時点のもので、現況が変動している場合があります。

売却区分番号

4

【位置図（詳細） 1/2500】



【位置図（広域） 1/5000】



※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

売却区分番号

4

【公図】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請 求 部 分	所 在	鹿児島市西谷山四丁目				地 番	6402番3		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面	種 類	その他
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

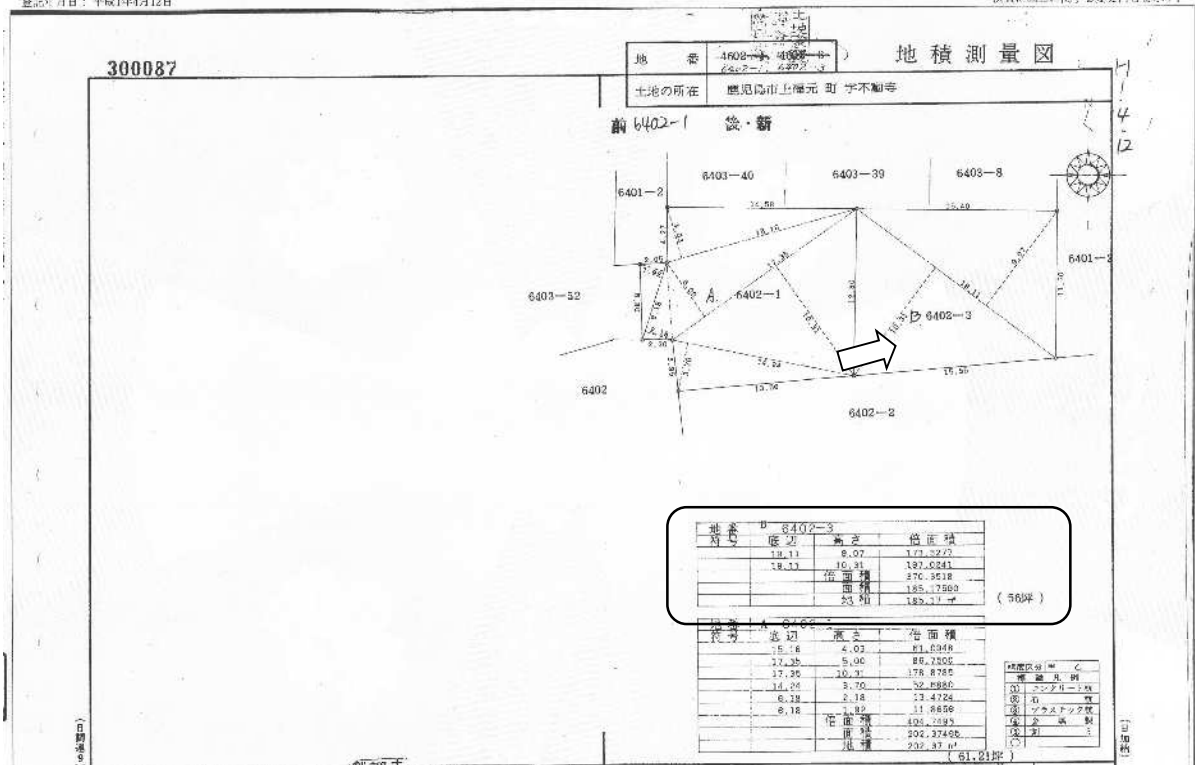
売却区分番号

4

【地積測量図】

登記年月日：平成14年4月12日

図面に測量に関する調査内容を示す。



鹿児島市西谷山4丁目6402-3

(1) 令和2年2月3日
この図面に記載されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
上記の(1)は、この図面に変更内容を記載した日
付である。

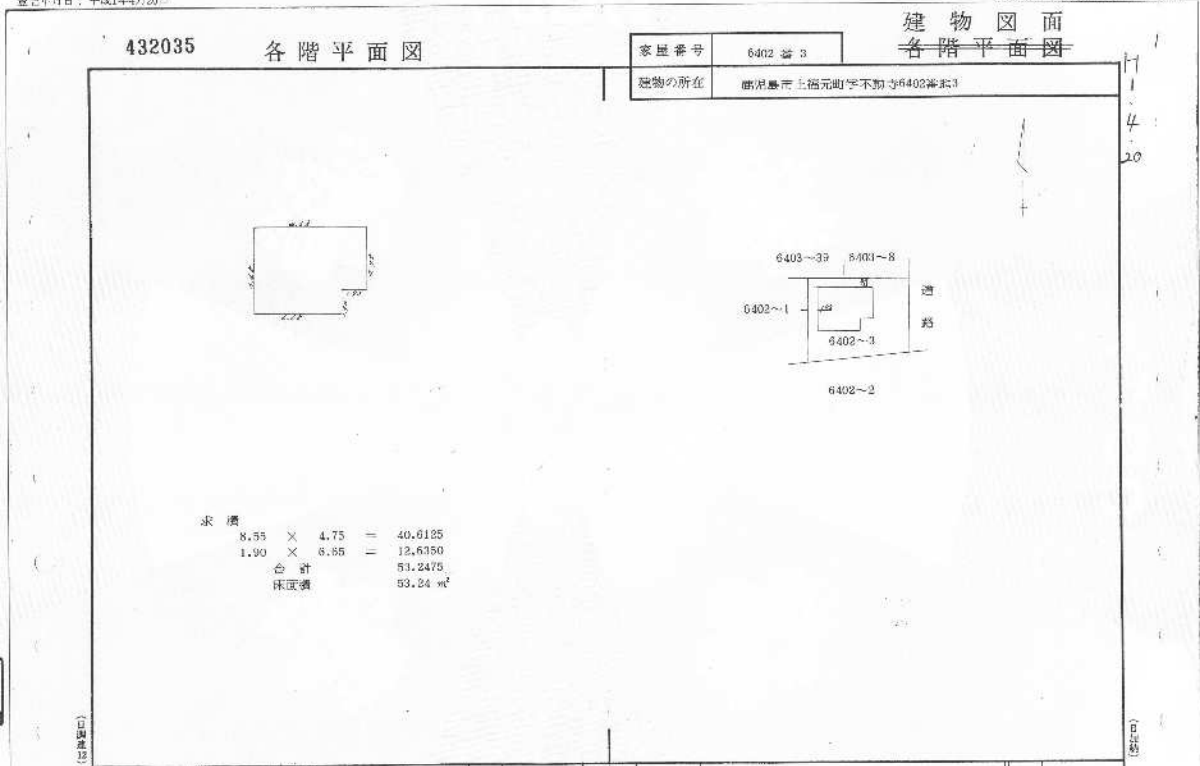
売却区分番号

4

【建物図面】

登記年月日：平成1年4月20日

次に図面に示す変更内容を示す。



鹿児島市西谷山4丁目6402-3

(1) 令和2年3月31日
この図面に記載されている建物の全部又は一部に
ついてその所在地は変更された。
この日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

6 様式及び記入例

入札時に必要な書類は、P 2 ～ 3 をご参照ください

◆代理人等が入札する場合の様式

- (1) 委任状 (様式第 2)

◆2 人以上で共同購入する場合の様式

- (2)-1 共同入札代表者の届出書 (様式第 3)
- (2)-2 共同入札代表者の届出書・記入例 (様式第 3)
- (2)-3 共同入札代表者の届出書別紙 (様式第 3 の 2)
- (2)-4 共同入札代表者の届出書別紙・記入例 (様式第 3 の 2)

◆入札するときの様式

- (3)-1 入札書 (様式第 6)
- (3)-2 入札書・記入例 (様式第 6)
- (3)-3 入札書別紙 (共同入札用) (様式第 6 の 3)
- (3)-4 入札書別紙 (共同入札用)・記入例 (様式第 6 の 3)
- (3)-5 入札書別紙の別紙 (共同入札用) (様式第 6 の 4)

◆法令に基づき提出が必ず必要となる様式

- (4)-1 陳述書 (様式第 7 等)
- (4)-2 陳述書・記入例 (様式第 7 等)

◆適格請求書 (インボイス) が必要な場合の様式

- (5) 適格請求書 (インボイス) 交付依頼書 (様式第 15)

委 任 状

年 月 日

鹿児島市長 殿

委任者

住所又は所在

氏名又は商号（名称）

代表者職氏名

⑩

電話 () —

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任しました。

記

受任者

住所又は所在

氏名又は商号（名称）

代表者職氏名

電話 () —

委任事項

令和 8 年 1 0 月 2 8 日の不動産公売（売却区分番号 ____ ）に関する次の事項

- 1 入札書の提出の権限
- 2 公売保証金の納付の権限及び返還に係る受領の権限
- 3 買受代金の納付に関する権限
- 4 所有権移転登記請求手続に関する権限
- 5 上記 1 から 4 に附帯する一切の権限

（注）ア 委任者の印鑑（登録）証明書を添付してください。

イ 委任者の印は、印鑑（登録）証明書の印と同じものを押印してください。

ウ 委任者が法人の場合は、商号（名称）欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

エ 共同入札をする場合で代表者が入札する場合は、共同入札者全員からその代表者に対する委任状が必要です。また、共同入札をする場合で代理人が入札する場合は、代表者から代理人に対する委任状も必要です。

共同入札代表者の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

	住所又は所在	フリガナ	持分	印鑑	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名			
共同入札者			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()

令和8年10月28日の不動産公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表し入札手続等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書の宛名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので届けます。

公売財産	令和8年8月31日	
	告示第	号
	売却区分番号	

共同入札代表者	住所又は所在	フリガナ
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名

(注意事項)

- この届出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 共同入札者欄には、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
共同入札者が8名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼り付け、共同入札者全員の割印をしたうえでこの届出書と一緒に提出してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
- 共同入札代表者以外の共同入札者は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書及び共同入札代表者に対する委任状を添付してください。
- 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず添付してください。

共同入札代表者の届出書

記入例

年 月 日

鹿児島市長 殿

	住所又は所在	フリガナ	持分	印鑑	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名			
共同入札者	鹿児島市山下町11番1号	ホンカン タロウ	2分の1		(099) 224- 1111
		本館 太郎			
	鹿児島市山下町10番30号	ベッカン ハナコ	2分の1		(099) 216- 1195
		別館 花子			
			分の		()
			分の		()
			分の		()

※注意
下記注意事項を参照ください。

令和8年10月28日の不動産公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表し入札手続等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書の宛名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので届けます。

公売財産	令和8年8月31日	
	告示第 〇〇 号	
	売却区分番号	1

共同入札代表者	住所又は所在	フリガナ
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名
	鹿児島市山下町11番1号	ホンカン タロウ
		本館 太郎

(注意事項) 入札希望の売却区分番号等を記載してください。

共同入札者の中から、代表者になる方を決めてください。

- この届出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 共同入札者欄には、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
共同入札者が8名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼り付け、共同入札者全員の割印をしたうえでこの様式と一緒に提出してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
- 共同入札代表者以外の共同入札者は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書及び共同入札代表者に対する委任状を添付してください。
- 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず添付してください。

共同入札代表者の届出書別紙

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

公 売 財 産	令和8年8月31日		共 同 入 札 代 表 者	住所又は所在	フリガナ
	告示第	号			氏名又は商号(名称) 代表者職氏名
	売却区分番号				

	住所又は所在	フリガナ	持分	印鑑	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名			
共 同 入 札 代 表 者			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()

(注意事項)

- 1 共同入札代表者の届出書に記載できなかった共同入札者全員を記載し、押印してください。
- 2 この別紙にも記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。
- 3 左側余白部分を共同入札代表者の届出書に貼り付け、共同入札者全員の割印をしてください。
- 4 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず添付してください。

記入例

共同入札代表者の届出書別紙

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

公売財産	令和8年8月31日	共同入札代表者	住所又は所在 鹿児島市山下町11番1号	フリガナ
	告示第 〇〇 号			氏名又は商号(名称) 代表者職氏名
	売却区分番号 1			ホンカン タロウ 本館 太郎

①「共同入札代表者の届出書」に記載した売却区分番号等を記載してください。

②「共同入札代表者の届出書」に記載した代表者の住所(所在)、氏名(商号)等、フリガナを記載してください。

	住所又は所在	フリガナ	持分	印鑑	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名			
共同入札者	鹿児島市山下町10番30号	ベッカン ハナコ	2分の1		(099)
		別館 花子			216-1195
			分の		()
	③「共同入札代表者の届出書」に記載できなかった共同入札者の住所(所在)、氏名(名称)、フリガナを記載してください。 ④持分を決定のうえ、記載してください。 ⑤実印を押印のうえ、印鑑登録証明書及び代表者に対する委任状を添付してください。 ⑥連絡先を記載してください。 ⑦この別紙にも記載しきれない共同入札者は、別の別紙を作成し、必ず全員を記載してください。				
			分の		()

(注意事項)

- 共同入札代表者の届出書に記載できなかった共同入札者全員を記載し、押印してください。
- この別紙にも記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。
- 左側余白部分を共同入札代表者の届出書に貼り付け、共同入札者全員の割印をしてください。
- 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず添付してください。

課長	係長	係
☐ 最高価 ☐ 次順位	決定日 令和 年 月 日	

様式第6

入札書

令和 年 月 日

鹿児島市長殿

入札者	住所又は所在	
	フリガナ	
	氏名又は商号 (名称) 代表者職氏名	
	連絡先	() —
代理人	住所又は所在	
	フリガナ	
	氏名又は商号 (名称) 代表者職氏名	
	連絡先	() —

令和8年8月31日付け告示第 号に基づいて、下記のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額							
		千万	百万	十万	万	千	百	十 円

☐

買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望
(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。)

(注意事項)

- 1 入札書は売却区分ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 暴力団員等に該当しない旨の陳述書等は入札に先立って必ず提出してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出のうえ、この入札書に入札書別紙(共同入札用)を添付してください。
- 6 入札価額は、アラビア数字で記載してください。また、入札価額の頭部には「金」または「円」を付けてください。
- 7 書き損じた場合は、訂正をしないで、新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 8 架空の名義または他人の名義を使用しないでください。
- 9 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
また、同一人が同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 10 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

——— < 入札時は、ここから下は、何も記載しないでください。 > ———

次順位による買い受けの申し込みを、

- ☐ する。 住所又は所在
☐ しない。 氏名又は商号(名称)

記入例(本人が入札する場合)

様式第6

課長	係長	係
☐ 最高価 ☐ 次順位	決定日 令和 年 月 日	

入札書

①入札者の住所(所在)、氏名(商号等)、フリガナ、連絡先を記載してください。 令和 年 月 日
鹿児島市長 殿

入札者	住所又は所在	鹿児島市山下町11番1号
	フリガナ	ホンカン タロウ
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	本館 太郎
	連絡先	(099) 224 — 1111
代理人	住所又は所在	
	フリガナ	
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	
	連絡先	() —

令和8年8月31日付け告示第〇〇〇〇号に基づいて、下記のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額								
		千万	百万	十万	万	千	百	十	円
1		¥	2	3	4	5	6	7	8

②入札希望の番号を記入してください。 適格請求書(インボイス)の発行希望
(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。)

(注意事項)

- 1 入札書は売却区分ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 暴力団員等に該当しない旨の陳述書等は入札に先立って必ず提出してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出のうえ、この入札書に入札書別紙(共同入札用)を添付してください。
- 6 入札価額は、アラビア数字で記載してください。また、入札価額の頭部には「金」または「¥」を付けてください。
- 7 書き損じた場合は、訂正をしないで、新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 8 架空の名義または他人の名義を使用しないでください。
- 9 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
また、同一人が同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 10 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

③入札価額の頭部には、「金」または「¥」を付けてください。

＜入札時は、ここから下は、何も記載しないでください。＞

次順位による買い受けの申し込みを、

- ☐ する。 住所又は所在
- ☐ しない。 氏名又は商号(名称)

記入例(代理人が入札する場合)

課長	係長	係
☐ 最高価 ☐ 次順位	決定日	年 月 日

様式第6

入札書

鹿児島市長殿

①入札者の住所(所在)、氏名(商号等)、フリガナ、連絡先を記載してください。

令和 年 月 日

入札者	住所又は所在	鹿児島市山下町11番1号
	フリガナ	ホンカン タロウ
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	本館 太郎
	連絡先	(099) 224 — 1111
代理人	住所又は所在	鹿児島市山下町10番
	フリガナ	ベッカン ハナコ
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	別館 花子
	連絡先	(099) 216 — 1195

②代理の場合は委任状が必要です。

③代理人の住所(所在)、氏名(商号等)、フリガナ、連絡先を記載してください。

令和8年8月31日付け告示第〇〇〇〇号に基づいて、下記のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額							
		千万	百万	十万	万	千	百	十 円
1	¥	2	3	4	5	6	7	8

④入札希望の番号を記入してください。

合格請求書(インボイス)の提出希望

(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。)

(注意事項)

- 1 入札書は売却区分ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 暴力団員等に該当しない旨の陳述書等は入札に先立って必ず提出してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出のうえ、この入札書に入札書別紙(共同入札用)を添付してください。
- 6 入札価額は、アラビア数字で記載してください。また、入札価額の頭部には「金」または「¥」を付けてください。
- 7 書き損じた場合は、訂正をしないで、新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 8 架空の名義または他人の名義を使用しないでください。
- 9 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
また、同一人が同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 10 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

⑤入札価額の頭部には、「金」または「¥」を付けてください。

＜入札時は、ここから下は、何も記載しないでください。＞

次順位による買い受けの申し込みを、

☐ する。

住所又は所在

☐ しない。

氏名又は商号(名称)

記入例(複数人が共同で入札する場合)

様式第6

課長	係長	係
☐ 最高価 ☐ 次順位	決定日 年 月 日	

入札書

令和 年 月 日

鹿児島市長殿

入札者	住所又は所在	①入札者の住所(所在)、氏名(商号等)、フリガナ、連絡先を記載してください。
	フリガナ	
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	
	連絡先	
代理人	住所又は所在	②住所(所在)、氏名(商号等)、フリガナ、連絡先を記載してください。
	フリガナ	
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	
	連絡先	

令和8年8月31日付け告示第〇〇〇〇号に基づいて、下記のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額							
	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
1	¥	2	3	4	5	6	7	8

③入札希望の番号を記入してください。

☐ 適格請求書(インボイス)の提出を希望
 (希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。)

(注意事項)

- 入札書は売却区分ごとに、それぞれ作成してください。
- 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 暴力団員等に該当しない旨の陳述書等は入札に先立って必ず提出してください。
- 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出のうえ、この入札書に入札書別紙(共同入札用)を添付してください。
- 入札価額は、アラビア数字で記載してください。また、入札価額の頭部には「金」または「¥」を付けてください。
- 書き損じた場合は、訂正をしないで、新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 架空の名義または他人の名義を使用しないでください。
- 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
また、同一人が同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

④入札価額の頭部には、「金」または「¥」を付けてください。

＜入札時は、ここから下は、何も記載しないでください。＞

次順位による買い受けの申し込みを、

- ☐ する。住所又は所在
☐ しない。氏名又は商号(名称)

入 札 書 別 紙 (共 同 入 札 用)

令和 年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

公 売 財 産	令和8年8月31日	
	告示第	号
	売却区分番号	

	住所又は所在	フリガナ	持分	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名		
共同 入 札 者			分の	()
共 同 入 札 者			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()

入札書下欄記載の注意事項のほか次の事項についてご注意ください。

- 1 入札に先立って、共同入札代表者の届出書を提出してください。
- 2 この入札書別紙は、公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 3 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
この入札書別紙に記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
- 4 代理人が入札する場合は、共同入札代表者の押印は必要ありません。
- 5 共同入札者のいずれかが、単独又は共同(他の第三者との共同)を問わず、同一の公売財産に対し別の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 6 左側余白部分を入札書に貼り付け、入札書提出者が割印をしてください。
- 7 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず提出してください。

記入例

入 札 書 別 紙 (共 同 入 札 用)

令和 年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

公 売 財 産	令和8年8月31日	
	告示第 〇〇 号	
	売却区分番号	1

①入札書に記入した番号と同じ番号を記入してください。

②共同入札代表者の住所（所在）、氏名（名称）等、フリガナ、連絡先を記入してください。

③持分は「共同入札代表者の届出書」に記入した持分と同じ持分を記入してください。

	住所又は所在	フリガナ	持分	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名		
共同 代表 入 札 者	鹿児島市山下町11番1号	ホンカン タロウ	2分の1	(099) 224-1111
		本館 太郎		
共 同 入 札 者	鹿児島市山下町10番30号	ベッカン ハナコ	2分の1	(099) 216-1195
		別館 花子		
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()

④代表者以外の共同入札者の住所（所在）、氏名（商号）等、フリガナ、連絡先を記入してください。
⑤持分は「共同入札代表者の届出書」に記入した持分と同じ持分を記入してください。

入札書下欄記載の注意事項のほか次の事項についてご注意ください。

- 1 入札に先立って、共同入札代表者の届出書を提出してください。
- 2 この入札書別紙は、公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 3 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
この入札書別紙に記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
- 4 代理人が入札する場合は、共同入札代表者の押印は必要ありません。
- 5 共同入札者のいずれかが、単独又は共同(他の第三者との共同)を問わず、同一の公売財産に対し別の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 6 左側余白部分を入札書に貼り付け、入札書提出者が割印をしてください。
- 7 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず提出してください。

入 札 書 別 紙 の 別 紙

(共 同 入 札 用)

令和 年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

公 売 財 産	令和8年8月31日	
	告示第	号
	売却区分番号	

共 同 入 札	代 表 者	
------------------	-------------	--

	住所又は所在	フリガナ	持分	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名		
共 同 入 札 者			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()
			分の	()

(注意事項)

- 1 入札書別紙に記載できなかった共同入札者全員を記載してください。
- 2 この別紙にも記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。
- 3 左側余白部分を入札書別紙に貼り付け、入札書提出者が割印をしてください。
- 4 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず提出してください。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(個人)本人用)			
鹿児島市長 殿			
公売財産	令和8年8月31日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	私は、暴力団員ではありません。	
	☐	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
		氏 名	
		性 別	☐ 男性 ☐ 女性
		生年月日	年 月 日

注 意

- 1 陳述書は、公売財産(売却区分番号)ごとに作成してください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(入札者(買受申出人)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(国税徴収法第189条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(個人)法定代理人用) 鹿児島市長 殿			
公売財産	令和8年8月31日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	本人は、暴力団員ではありません。	
	☐	本人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
		氏 名	
		性 別	☐ 男性 ☐ 女性
		生年月日	年 月 日
	代理人	氏 名	

注 意

- 1 陳述書は、公売財産(売却区分番号)ごとに作成してください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人で法定代理人(未成年者の親権者など)がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、代理権を証する文書を添付したうえで入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(入札者(買受申出人)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(国税徴収法第189条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(法人)代表者用)			
鹿児島市長 殿			
公売財産	令和8年8月31日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	当法人(その役員)は、暴力団員ではありません。	
	☐	当法人(その役員)は、暴力団員又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称(商号)	
		(フリガナ)	
		代表者職氏名	
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、公売財産(売却区分番号)ごとに作成してください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 「買受申出人(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 8 法人の所在地、名称(商号)及び代表者職氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 9 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 10 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人(入札者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 11 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 12 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(国税徴収法第189条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項		
1 □代表者	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
2	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
3	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
4	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、性別及び生年月日などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項		
□個人	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
□法人	法人の所在地	〒
	法人の名称(商号)	
	役員	別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出（入札等）をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。法人の名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 4 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合は、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 5 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項		
1 □代表者	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
2	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
3	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
4	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日

注 意

- 1 自己の計算において買受け（入札等）の申出をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。提出がない場合入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください。

記入例

※個人が入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。なお、委任状を持参の代理人が入札する場合は、代理人の陳述書の提出は不要です。

陳 述 書 (買受申出人(個人)本人用)			
鹿児島市長 殿			
公売財産	令和8年8月31日 告示第 〇〇 号	売却区分番号	1
陳 述	☐	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人では	
(陳述書作成日) 令和8年10月28日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
		(フリガナ)	ホンカン タロウ
		氏 名	本館 太郎
		性 別	☒ 男性 ☐ 女性
		生年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 2 3 日

注 意

- 1 陳述書は、公売財産（売却区分番号）ごとに作成してください（鉛筆書き不可）。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（入札者（買受申出人）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられることがあります。（国税徴収法第189条その他の規定による。）

※該当する□にチェックを入れてください。

記入例

※未成年などの法定代理人のいる個人が入札する場合は、法定代理人全員分（併記可）の本書面を記入のうえ提出してください。

陳述書 (買受申出人(個人)法定代理人用)			
鹿児島市長 殿			
公売財産	令和8年8月31日 告示第 〇〇 号	売却区分番号	1
陳述	☐	本人は、 ①告示番号を記入してください。 ②入札希望の番号を記入してください。	
	☐	本人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人では ③陳述書の作成日を記入してください。	
(陳述書作成日) 令和8年10月27日			
買受申出人(個人)	本人	住所	〒 892-8677 鹿児島市山下町10番30号
		(フリガナ)	ベッカ ユア
		氏名	別館 結愛
		性別	☐ 男性 ☒ 女性
		生年月日	平成 22 年 5 月 5 日
	法定代理人	氏名	親権者 父 別館 一郎 親権者 母 別館 尚子

注 意

- 1 陳述書は、公売財産（売却区分番号）ごとに作成してください（鉛筆書き不可）。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人で法定代理人（未成年者の親権者など）がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、代理権を証する文書を添付したうえで入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（入札者（買受申出人）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられることがあります。（国税徴収法第189条その他の規定による。）

※該当する□にチェックを入れてください

記入例

※法人が入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。なお、委任状を持参の代理人が入札する場合は、代理人の陳述書の提出は不要です。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
鹿児島市長 殿			
公売財産	令和8年8月31日 告示第 〇〇 号	売却区分番号	1
陳述	☐	当法人 ①告示番号を記入してください。 ②入札希望の番号を記入してください。	
	☐	当法人(その役員)は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ③陳述書の作成日を記入してください。	
(陳述書作成日) 令和8年2月2日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
		法人の名称(商号)	株式会社 不動産公売
		(フリガナ)	コウバイ フドウ
		代表者職氏名	代表取締役 公売 不動
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、公売財産(売却区分番号)ごとに作成してください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 「買受申出人(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 8 法人の所在地、名称(商号)及び代表者職氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 9 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 10 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人(入札者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 11 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 12 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(国税徴収法第189条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

記入例

※法人が入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。また、商業登記簿を添付してください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項		
1 □代表者	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	(フリガナ)	コウバイ フドウ
	氏 名	公 売 不 動
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性
	生年月日	昭和 3 6 年 5 月 3 日
2	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	(フリガナ)	ヒガシベッカシ ジロウ
	氏 名	東 別 館 次 郎
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性
	生年月日	昭和 4 1 年 1 1 月 3 日
3	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
4	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日

①入札者である法人の代表者の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別及び代表者にチェックを入れてください。

②入札者である法人の役員全員の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別にチェックを入れてください。なお、役員が5人以上の場合は、本書面を複数枚使用してください。

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、性別及び生年月日などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください

記入例

※個人又は法人から資金の提供を受けて、その個人又は法人のために入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項		
□個人	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	(フリガナ)	ヒガシベッカシ ジロウ
	氏 名	東別館 次郎
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性
	生年月日	昭和 4 1 年 1 1 月 3 日
□法人	法人の所在地	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	法人の名称(商号)	株式会社 不動産公売
	役員	別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」のとおり

①資金の提供元である個人の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別及び個人にチェックを入れてください。
なお、提供元が法人である場合は記入しないでください。

①資金の提供元である法人の所在地及び名称(商号)を記入のうえ、法人にチェックを入れてください。
なお、その提供元が個人の場合は記入しないでください。

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出（入札等）をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。法人の名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 4 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合は、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 5 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

記入例

※法人から資金の提供を受けて、その法人のために入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項				
1 ☑代表者	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号		
	(フリガナ)	コウバイ フドウ		
	氏 名	公 売 不 動		
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	昭和 3 6 年 5 月 3 日		
2	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号		
	(フリガナ)	ヒガシベッカシ ジロウ		
	氏 名	東別館 次郎		
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	昭和 4 1 年 1 1 月 3 日		
3	住 所			
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	年 月 日		
4	住 所			
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	年 月 日		

①当該法人の代表者の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別及び代表者にチェックを入れてください。

②当該法人の役員全員の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別にチェックを入れてください。なお、役員が5人以上の場合は、本書面を複数枚使用してください。

注 意

- 1 自己の計算において買受け（入札等）の申出をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。提出がない場合入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

令和 年 月 日

適格請求書（インボイス）交付依頼書

鹿児島市長 殿

依頼人（買受人）

住 所

氏 名

連絡先

消費税法施行令第 70 条の 12 第 5 項に基づき、以下の換価財産の買受に際し、執行機関による適格請求書(インボイス)の交付を依頼します。

売却区分番号	換 価 財 産

（注意）共同入札の場合、必要とされる方それぞれご提出ください。

7 関係法令（一部抜粋）

●国税徴収法（昭和34年法律第147号）

（買受人の制限）

第92条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産（第24条第3項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

第99条の2 公売財産（不動産に限る。以下この条、第106条の2（調査の囑託）及び第108条第5項（公売実施の適正化のための措置）において「公売不動産」という。）の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を財務省令で定めるところにより陳述しなければ、入札等をすることができない。

- 一 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号、第106条の2及び第108条第5項において「暴力団員等」という。）であること。
- 二 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

（調査の囑託）

第106条の2 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

（公売実施の適正化のための措置）

第108条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

- 一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買

受代金の納付を妨げた者

- 二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
 - 三 偽りの名義で買受申込みをした者
 - 四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
 - 五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
 - 六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかったものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。
- 3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第100条第6項（公売保証金）の規定は、適用しない。
- 4 税務署長は、第1項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。
- 5 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。
- 一 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）
 - 二 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

（不動産等の売却決定）

- 第113条** 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（不動産を換価に付するときは、第106条の2（調査の嘱託）（第109条第4項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日。以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。
- 2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税務署長は、当該各号に定める日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。
- 一 税務署長が第108条第2項又は第5項（公売実施の適正化のための措置）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをした場合 当該最高価申込者に係る売却決定期日
 - 二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをした場合 当該入札に係る売却決定期日
 - 三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをした場合 当該取消しをした日
 - 四 税務署長が第115条第4項（買受代金の納付の期限等）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをした場合 当該取消しをした日

（買受申込み等の取消し）

- 第114条** 換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第105条第1項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

第189条 第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）（第109条第4項（随意

契約による売却)において準用する場合を含む。)の規定により陳述すべき事項について 虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

●消費税法（昭和63年法律第108号）

（非課税）

第6条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二の二に掲げるものには、消費税を課さない。

●消費税法施行令（昭和63年政令第360号）

（媒介者等による適格請求書等の交付の特例）

第70条の12

5 事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第12号（定義）に規定する強制換価手続により執行機関（同条第13号に規定する執行機関をいう。以下この条において同じ。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し法第57条の4第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項に代えて当該執行機関の名称及びこの項の規定の適用を受ける旨を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を当該事業者に代わって交付し、又は提供することができる。この場合において、当該執行機関は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。